# 巻農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画等の変更について

### 1 変更の概要

(1) 変更種別:除外

#### (2) 変更概要

付図 番号	除外箇所	除外前の 用途区分	農用地区域からの除外理由	除外面積 (登記簿地目)	除外後 の用途
1	西区四ツ郷屋字 岩山2599番1 外3筆	農用地	法第13条第2項 該当 具体的理由:埋立砂・土置場 整備のため。	<b>8,397</b> ㎡ (畑)	埋立砂 土置場

## 2 変更理由

#### 【経済情勢の変動その他情勢の推移】

西区四ツ郷屋地域の農用地においては低地が多く点在し、雨水による冠水被害の農地が多く、農家の要請によりその都度埋立砂・土を搬入し、対処してきた。その際、埋立砂は他地域より運搬してきているため、その運搬費用が農家の経営負担増加の一因となっている。

そこで、近隣に埋立砂・土用の置場(ストック場)を設けることで、冠水被害への早急な対応ができ、農家の負担軽減も見込まれる。当該地は四ツ郷屋地域内の農地に隣接し、周囲は会社用地と道路に囲まれた平坦地である。また、開発業者に近く安全管理面においても良く、適切に農家対応も出来ることから適地と考え、埋立砂・土用の置場の整備を行うものである。

以上のことから、その用に供する土地を農用地区域から除外し、巻農業振興地域整備計画を変更するものである。

#### 3 変更箇所位置図及び詳細図

【位置図】及び【詳細図】

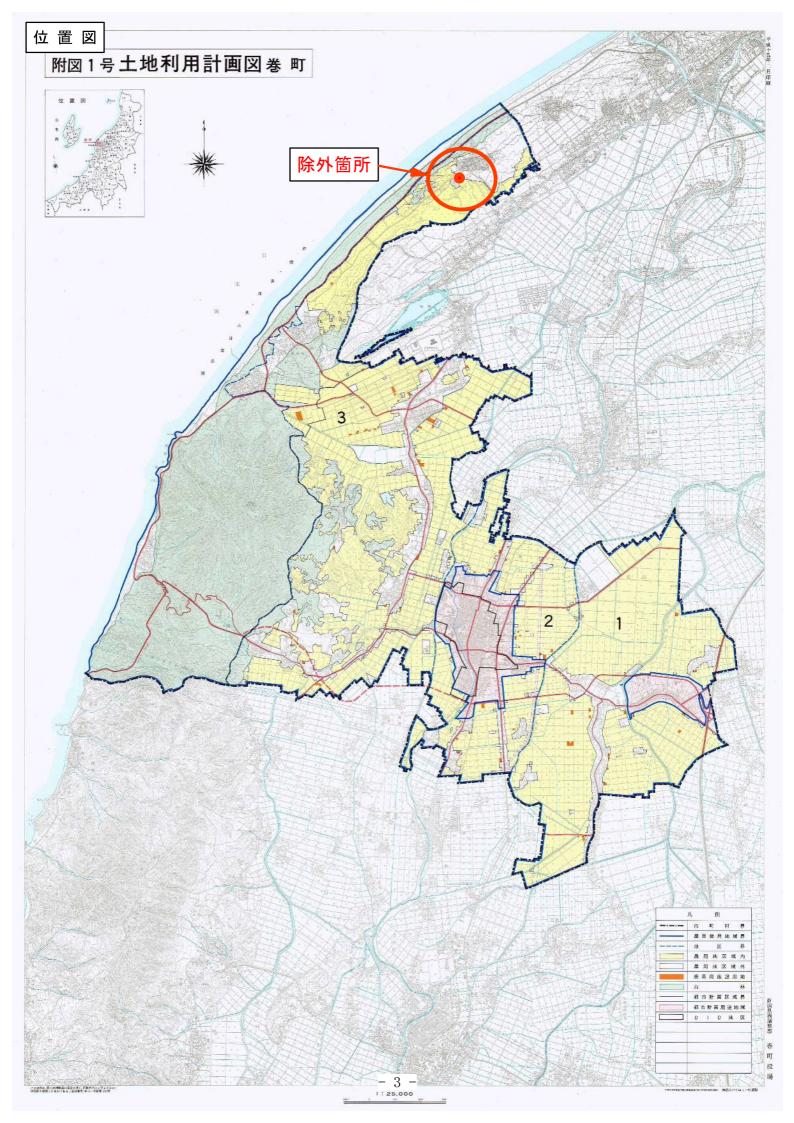
**4 変更箇所に係る農林水産事業実施状況**(事業実施中及び事業完了年度の翌年度から起算して8年 未経過のもの)

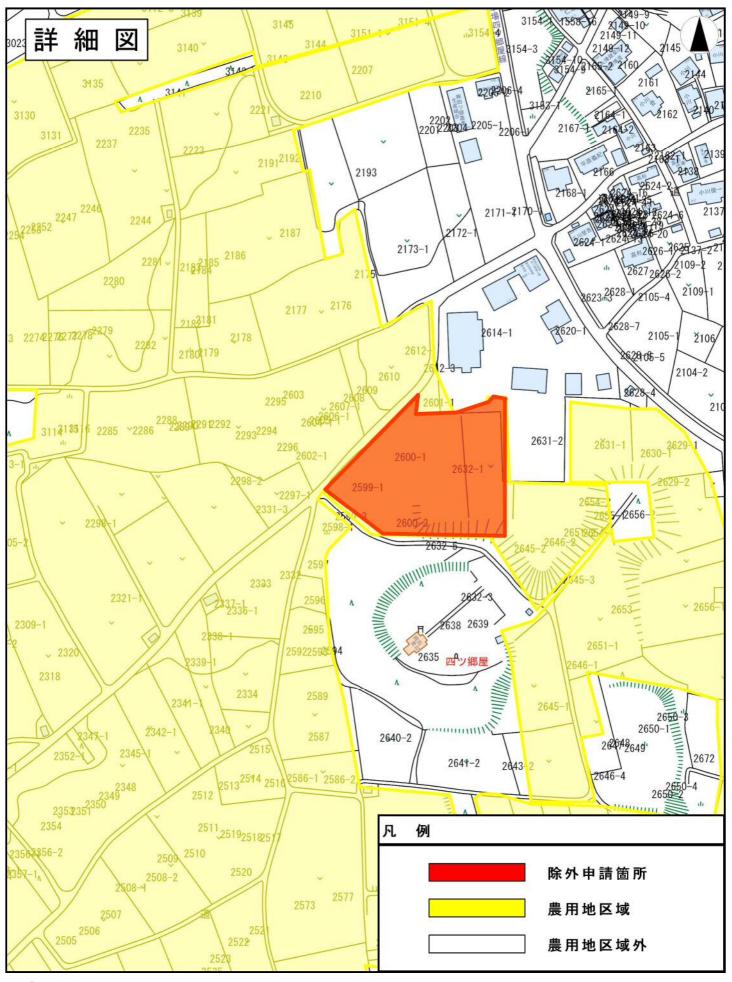
該当なし

# 5 当該変更の経過

日付	事項
Н30. 11. 26	巻農業振興地域整備計画変更案に係る事前相談等申出書 県提出
Н30. 12. 20	巻農業振興地域整備計画変更案に係る事前相談等申出書 県回答
Н31. 1.18	巻農業振興地域整備計画変更案に係る11条公告・縦覧開始
Н31. 2.18	巻農業振興地域整備計画変更案に係る縦覧終了(意見書提出なし)
Н31. 3. 5	巻農業振興地域整備計画変更案に対する異議申出期間終了(異議申出なし)

Н31. 3.11	巻農業振興地域整備計画変更案に係る法定協議 県提出
Н31. 3.18	巻農業振興地域整備計画変更案に係る法定協議 県回答
Н31. 3.29	巻農業振興地域整備計画変更に係る12条公告(農振除外)





0 100m

